

京都府立医科大学法医解剖室  
感染症対応電動昇降式解剖台一式  
調達仕様書

## 1. 調達背景及び目的

現在使用している解剖台2台については、平成8年、平成24年に導入されたものであり、いずれも現在、厚生労働省が指針で示す感染症対策（吸排気システム）を備えた解剖台ではないことから、更新を必要とする状況である。

そのため、本更新により解剖従事者ならびに教育研究機関として作業環境の安全性を図るものである。

## 2. 調達物品及び構成内訳

感染症対応電動昇降式解剖台一式

(内訳)

1. 感染症対応電動昇降式解剖台 2台
2. 高照度照明付ラミナーフローユニット 2台
3. 付帯工事・周辺機器（付属品）一式

(空調設備工事、配管工事、電気工事、天井・床工事、撤去工事、周辺機器への接続等を含む。)

4. その他、据付、配線、調整等 一式

(上記装置の搬入、据付、配線、調整等を含む)

調達物品に備えるべき技術的要件（性能、機能に関する要件）

1. 感染症対応電動昇降式解剖台部

1-1 感染防止対策が施された電動昇降式の解剖台であること。

1-2 本体寸法は、幅 2700mm 以上×奥行 800mm×高さ 750mm～1000mm ±50mm 程度であること。

1-3 本体の主要材質は SUS304 製もしくはそれと同等以上のものであり、厚み 1.0mm 以上の非鏡面仕上げであること。

1-4 防水型の昇降用フットスイッチ、もしくは非接触式の昇降用フットセンサーが組み込まれていること。

1-5 臥床面はかまぼこ型で、ご遺体を乗せても十分に耐えられる厚みであること。

1-6 排気流路はある程度清掃可能なように点検口を設けること。

1-7 解剖台内に排気用ファンを設けないこと。

1-8 解剖台内に汚染物質吸着用等のフィルターユニットを設けないこと。

1-9 解剖台からの排気は法医解剖室内に開放しないこと。

1-10 解剖台からの排気はラミナーフローユニットに戻さないこと。

1-11 シンクは 1 槽式とすること。

1-12 シンク部の材質は SUS304 製もしくはそれと同等以上のものであり、厚み 1.0mm 以上の非鏡面仕上げであること。

- 1-13 シンクにはオーバーフロー用排水口を設けること。
- 1-14 シンクは水を溜め、止水可能とすること。
- 1-15 シングルレバー式混合水栓を 1 箇所以上設けること。
- 1-16 バルブ式混合水栓ハンドシャワーを 3 箇所以上設けること。
- 1-17 防水型サービスコンセントを解剖台の頭側の 2 箇所に設けること。
- 1-18 水回りの消耗部品は、可能な限り汎用品を用い、近隣のホームセンター等で入手可能な物を選定して設計すること。
- 1-19 本体上面及び臥床面は、血液や脂肪等が清掃しやすい加工であること。

## 2. 高照度照明付ラミナーフローユニット

2-1 感染症対応電動昇降式解剖台用の高照度照明付ラミナーフローユニットであること。

2-2 本体寸法は、幅 2700mm 以上×奥行 800mm 以上×高さ 400mm 以上 ±50mm 程度であること。

2-3 装置本体の層流吹き出し口と LED 照明部は独立した構造で、吹き出し口の下方層流気流の妨げとなるような位置に LED 照明やその他構造物を配置しないこと。

2-4 ラミナーフローユニット内に給気用ファンを設けないこと。

2-5 法医解剖室内の空気をラミナーフローユニット内に取り込まないこと。

2-6 LED 照明部は 12 灯以上あること。

2-7 照明自体の器具光束は 1 灯当たり 21300 lm 以上あること。

2-8 色温度は昼光色 65000K であること。

2-9 LED 照明器具自体の光源寿命は 40000 時間以上あること。

2-10 解剖台の高さを最低値とした際の照度が、解剖台胸部上で 6000 lx 以上あること。

2-11 調光は、リモコンでの ON・OFF 及び任意での調整が可能であること。

2-12 調光幅は約 5～100%連続調光型であること。

2-13 解剖時に解剖台からの反射光で作業の妨げにならないこと。

- 2-14 給気システムに HEPA フィルターを設けること。
- 2-15 排気システムに活性炭フィルター及び HEPA フィルターを設けていること。
- 2-16 給排気システム及び照明スイッチは、単独で ON・OFF が可能であり、解剖台付近にスイッチを設置すること。
- 2-17 2 台の解剖台のラミナーフローユニット給排気システムは、独立した単独稼働すること。
- 2-18 2 台の解剖台が同時稼働した場合でも、給排気能力が減衰しないこと。
- 2-19 装置本体には 4 箇所以上、握り棒を設けること。
- 2-20 握り棒は成人男性 1 名がぶら下がっても歪まない耐荷重を有すること。
- 2-21 2 回分の交換用活性炭フィルター及び HEPA フィルターを付属すること。

3. 機器設置条件については、関係法令等を遵守した上で、以下の条件を満たすこと。なお、その費用は入札金額に含めること。

3-1 新規導入装置に伴う、撤去、搬入、据え付け、配管、配線、補修工事および新規導入装置を正常に稼働させるために既存の電源設備、空調設備等以外に必要な工事については、関係各所と事前調整および工事施工を行うこと。

3-2 搬入経路については搬入計画書を作成すること。また、機器搬入上、壁に開口を設ける場合は耐震壁に開口を設けてはならない。

3-3 解剖室の床面は、床全面のハツリを施工し、既存の床気泡を修繕するとともに、床気泡が再発しにくくなるように下地処理を施すこと。

3-4 床面の塗料は、耐油であり、12%次亜塩素酸ナトリウム、及び、ホルムアルデヒド、キシレン等により、変色しにくい塗料とすること。

3-5 既存の排水溝は、解剖台に干渉しないようにし、干渉する場合は、排水溝を移設すること。

3-6 既存の全てのグレーチングを、容易に指定位置からズレないように修正すること。

3-7 既存の解剖台及び无影灯は、全て撤去し適切に処分すること。また、天井は、不燃材により補修し塗料で仕上げること。

3-8 エアハンドリングユニット、室外機、排気ファンユニット等の機器を使用する場合の設置場所は、大学の承認を得ること。

3-9 給気ダクトは、解剖台 1 台につき、口径 200mm～250mm 程度を 3 箇所以上コア抜きとする。鉄筋の位置を確認する為、事前に X 線撮影を行うこと。

3-10 排気ダクトは、ピットエリアからドライエリアを経由して地上へ排出すること。

3-11 機器の設置場所については、事前に大学関係者立会いのもと現場調査の上、設計図面を作成すること。

3-12 施工過程において、環境等の諸事情により施工内容を変更する場合は、都度、大学と協議し、承認を得ること。

3-13 建築物の解体等の作業を行うときは、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等関係法令に基づき適切に石綿含有の事前調査を実施し、発注者へ報告すること。

3-14 建築物の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させること。

3-15 一定規模以上の建築物の解体工事では、労働基準監督署及び京都市に事前調査結果の報告を行うこと。

3-16 工事日程は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日とする。